二、南海大地震

東南動」と報告された。被害は地震とそれにともなう津浪のために海岸線を主とする県下全域におよんだが、 われた。震源地は「高知の東南方一五〇キロの地点、最大震幅五〇ミリ以上で震度は強震、震動の種類は水平動で 知市もその復興事業に第一歩を踏み出したばかりだったが、昭和二十一年(一九四六)十二月二十一日早暁地震に襲 戦後の日本は、国を挙げて戦争によって破壊された災害からの復興と、国民生活の再建を当面の課題とした。高 高知



海 大

地

震

知浸水九三〇 權災者二〇、四〇五 八八一 燒失家屋二 道路決潰一八 四八八一 燒失家屋二 道路決潰一八 四

合、人口が密集しているだけに家屋や人的損部より地質の軟弱な平地に多く、高知市の場高知県下の被害は、比較的地盤の固い山間

ばならなかった。翌年一月十日には「高知市地震復興委員会」が組織され、 害は最も大きかった。ことに、地震による地盤沈下のために浸水家屋が多く、 することを議決した。 同三十日市の意見書を関係当局に提出 市当局は応急救済策に全力を尽さね

見書

のあり。而して右震災に因る各種被害の復興再建は現下最大の喫緊事に属す。就中右罹災者に対する住居の安定は急務中の急務に 昭和二十一年十二月二十一日南海地区を襲ひたる巖害に付ては、其の罹災地区極めて広大、且其の被害程度も亦真に深刻なるも

自由民主の旗

第十四章

して、之が施策の実現に付借地借家の関係が極めて重大なる影響を生じつゝあるは周知の事たり。

めて遺憾とする所なり。 今次震害罹災地区に於て前叙の趣旨に依る法規の制定なく、 政府は既に戦災地区に対しては罹災都市借地借家臨時処理法を制定し、以て借地借家権者の住居問題に寄与する処あり。 徒らに罹災者をして住家難に沈湎せしめつゝあるの事実は、吾人の極 然るに

方法を講ぜられんことを切望す。 仍て本市会は政府に於て速かに震災都市に付ても戦災都市同様に罹災都市借地借家臨時処理法同趣旨の法規を制定適用せしむる 右市制第四十六条に依り意見書提出に及び候事。

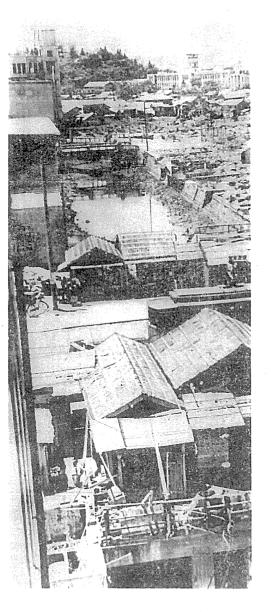
昭和二十二年一月三十日

高知市会議長 服 部 久 吉

仁王は慰問と視察を兼ねて来高され、 罹災者の住居問題と同時に、戦後の食糧不足の問題もあった。 食糧、薬品等を放出し、破損した道路や橋梁、 西村知事自らその会長となって難民の救済と復興のためにあらゆる努力を続けた。一月二十六日には閑院宮春 政府はいうまでもなく、 高知軍政部や 進駐軍も救援物資として毛布とか衣 堤防の応急修理のために建設隊も出動した。 県当局も「高知県震災復興対策委員会」を発足さ

災復興に対決せねばならなかったのである。 戦災復興計画に着手したばかりの高知市にとって、この震災はさらに大きな試練であった。市は戦災に加えて震

使命だったのである。 的混乱からどうして立ち直るか。これは高知市民に、 戦争のために与えられた民衆の飢餓と貧困はまだ尾を引いていたばかりでなく、 いや日本民族に課せられた大きな試練であり、 敗戦と無条件降伏とによる精神 同時に絶対の



戦災復興の糸口についたばかりの高知市風景(はりまや橋から西を望む)